

# 同 意 書

- 使用許可申請に伴う要件審査のため、住民基本台帳の記載事項について、生活環境課職員が調査すること
- 使用許可となった場合、大田原市営墓地条例及び同条例施行規則に基づき、毎年度管理料を納付すること
- 使用者の死亡による承継を除き、使用権を譲渡することはできないこと
- 使用権の消滅や取消があったとしても、既に納付した使用料は還付されないこと
- 使用者が市外に転出した場合、または使用権承継者が市外在住の場合は、本市に住所を有し、かつ、世帯主であるものを使用場所の管理のための代理人と定めること

以上について、貴職\_\_\_\_\_より説明を受け、それに同意したうえで、大田原市営墓地の使用許可申請をいたします。

年 月 日

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_